

# 玄海プルサーマル裁判ニュース

No.4

発行日：2011.11.11

原告団 129名

支える会会員 466名

サポート会員 198名

仮処分申立人 90名

(2011.11.7 現在)

発行者：玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎  
 発行所：〒 840-0844 佐賀県佐賀市伊勢町 2-14  
 TEL：0952-37-9212 FAX：0952-37-9213  
 E-mail：saiban.jimukyoku@gmail.com URL：http://genkai.ptu.jp/



## 玄海原発『MOX 燃料差止請求事件・第4回公判』と 『2,3号機再稼働仮処分・第2回審尋』

裁判の会会員 荒川 謙一

(1) 平成22年(ワ)第159号  
 「玄海原発3号機MOX燃料差止請求事件」  
 第4回公判  
 (原告：石丸初美、外129名、被告：九州電力)

2011年10月21日(金)午前11時より佐賀地裁に於いて、首記の件、一般傍聴席満席になり開廷されました。

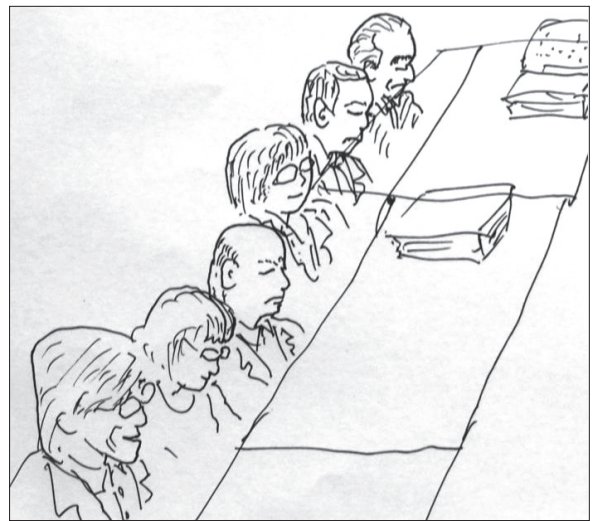
これまで3回の公判の経緯を整理してみましょう。玄海3号機に使用されたMOX燃料は、フランス・アレバ社の子会社であるメロックス社のMOX燃料加工工場で製造されましたが、同時期に同じロットで製造されて関西電力に納入された燃料体の中より設計ミスの不良品が関電の自主検査によって摘出されました。検討の結果、それを関電は不使用処分にしました。今まで数多くの市民団体がそれを指摘し、九州電力にデータ公表を求めましたが、メロックス工場を信用すると表明し無視、営業使用に踏み切りました。

原告(裁判の会)としては、ただでも危険なプルサーマル稼働に不良品MOX燃料の危険性が加わって、「使用すべきでない、直ちに中止せよ!」と裁判闘争に持ち込んだのです。

対する被告(九州電力)は、訴状を全面否定し争う姿勢を示しながらも、原子力発電とプルサーマルの必要性や安全性を宣伝用のパンフレットでも読むように、論点をはぐらかして答弁してきました。

原告は、第2回公判で、問題のMOX燃料の危険性の点から「輸入燃料体(MOX燃料)検査申請書」に書かれている「燃料棒内圧評価値\*」という数値を明らかにせよ!と迫りました。

この数値をいい加減にすることは、プルトニウム組成(各種プルトニウムの割合など)に大きな影響を及ぼし、燃料棒からのガス異常発生によって、懸念される大事故原因に繋がっていくのです。この要請に対し被告九電は、この燃料棒の内圧評価値の解析結果は、



上 10月21日、佐賀地裁前でアピールする原告団

下 法廷内に着席する弁護団と原告団

日本のメーカーである三菱重工業(株)の商業機密であるから、明かすことはできないと主張しました。この3月11日に開かれた第2回公判を終えた時に、あの東北大震災～福島第一原発事故の発生のお知らせを聞いたのでした。

原発震災が深刻化し、7月22日第3回公判を迎えても、企業秘密・商業機密の主張は変化していません。

\*【燃料棒内圧評価値】『燃料棒の内圧は、通常運転時において被覆管の外向きのクリープ変形によりペレットと被覆管の隙間(ギャップ)が増加する圧力を超えないこと』とされている。(重大事故、危険回避のため)ギャップ再開を起こさせない設計基準が、玄海3号機用輸入燃料体(MOX燃料)では、19.7MPaが設計基準限界値であり、それに対し2004年5月28日の申請書では最大内圧16.1MPaで許可されている。しかし、実際に2007年9月3日にフランスから輸入した燃料体を計測してみると、最大内圧は19.5MPaとなっており、設計比99%という極めて余裕のない危険度の高い燃料と云えるので、この裁判では問題にしている。

驚くべきことです！3月11日以前の安全基準を持ち出し、データ隠しなど、例えば、原告の「燃料体内圧に関与する気体4種類の割合を示すように！」に対し、被告からの答弁書に呈示された表は、分類も大雑把な上に「約・・・%」と示された数を合計してみると、ナント100%を超えてしまういい加減デタラメなモノでした。

また、玄海の3号機などの使用済燃料貯蔵ピット（死の灰貯蔵プールともいう）は、まもなく満杯が近づいているので2年余りで運転が続行できなくなります。その収められている使用済燃料棒はお互いが干渉しないように傘立てのような間仕切りで分けられています。しかし、その仕切り間隔の安全余裕を削って狭めてまでも沢山入れ込もうとする「リラッキング」計画を九電は、国に申請しているのです。そこで、原告が、その安全性を証明する資料の提出を要求すると、現在、国の審査中を理由に拒否回答しました。全く理由になっていません。この裁判は、データをすべて持っている被告が安全性を証明しなければならない裁判なのです。申請書データなど隠す理由は、全く存在しないのです。福島事故で爆発損壊した格納容器のある原子炉よりも、使用済燃料プールの全ての冷却機能が喪失した場合、水が蒸発し、炉心が剥き出しになって行き燃料が崩落してしまうと、全ての放射能が飛び出してしまおうという最も過激な事故を起こすのが、『使用済燃料貯蔵プール』なのです。

被告は、このような事故評価さえしていないにもかかわらず、3.11後も「緊急安全対策」は万全に出来たとウソぶき、答弁書のまとめとして、「津波により3つの機能が喪失する状況にあっても炉心損傷や使用済燃料の損傷を防止することが可能である」と結論付けているのです。これらの大なる矛盾に対し、さらなるデータ開示・提出を求め、商業機密の排除と共に、安全証明責任は被告である九電にあることを改めて主張し、回答を求めたのが、この第4回公判でした。

★次回、第5回公判予定は来年になってしまいました。2012年1月20日（金）11時から開廷されます。

**（2）平成23年（ヨ）第21号  
「玄海原発2号機3号機再稼働差止仮処分申立事件」第2回審尋  
（債権者：石丸初美、外89名、債務者：九州電力）**

福島第一原発の1～4号機の事故によって、大気と土壌と水と海洋への汚染は、100万テラベクレルを超え、さらに増え続けています。原発の安全神話は完全に崩壊し、耐震をはじめとする安全指針の見直しは、原子力安全委員会は元より国も認めるところです。

にもかかわらず、債務者（九州電力）は、債権者（裁判の会）の訴えに対し、「福島第一原発の事故が発生した事実を主張するばかりであり」「大事故に至るま

での具体的なメカニズム及びその根拠について主張していない」と…、2号機3号機再稼働の緊急的危険を証明せよと答弁してきました。これは、根本的な誤りです。事業者が3.11過酷事故を発生させたことをもって、同じこの国で営業運転しようとする全ての原発は、安全基準が通用しなくなったのです。その見通しと対策があるのならば、我々国民が本当に納得できるように全ての質問に正しく回答し釈明し、また安全立証して見せる責任はすべてのデータを握っている事業者と国にあるのです。その認識の無神経さは、あの「やらせメール事件」における傲慢さと相まって原発を危険に晒しているのです。

九電は、これまでの安全設計審査指針や耐震設計審査指針に従って、安全が確保されていると述べていますが、勘違いも甚だしいと、この第2回審尋の場においても債権者として主張しています。3月30日の緊急安全対策で安全を担保したとする九電の間違いを指摘した主なポイントは次の通り、（1）福島第一原発で地震動による配管破損の高度な疑い（2）配管の経年劣化（劣化で管の厚みが減少する）についての疑い（3）全交流電源が喪失した場合、生命線としているタービン動補助給水ポンプの大いなる問題点（4）使用済燃料プールへ水の補給方法についての矛盾点・・・以上、解析結果、手順書、具体的方法などを示し、それぞれの質問に誠意を持って正確に回答するように求めました。第3回審尋は、MOX裁判第5回公判と同日、2012年1月20日（金）11時半に予定されています。

**★【まとめ】**

これまでのところ、（1）本訴でも（2）仮処分・審尋の場においても、被告九電は、こちら原告裁判の会の問いに対して何一つまともに回答できていません。

裁判はこれからです。証拠も出さなければなりません。裁判終了後のマスコミ記者会見の場で質問にもあったように、今後、再稼働中止とMOX裁判の関連はどうなっていくのか？…おのずとMOX裁判はプルサーマルから拡大方向へ、1～4号機までの全ての稼働阻止まで含めることとなりました。また、福島県などの被災地などから避難されてきた方々が訴えるために、原告を全国から追加募集することとしました。それは、第二訴訟という形になりますが、これまでの公判と一緒に進められます。ただ経済を優先した原発推進のために「やらせ問題」まで起こした被告らに対し、そのウソと傲慢さと無神経さを許す訳にはいけません。私たちは、脱原発に本気なのです。さらに団結しましょう！

今後とも支援の皆さまには、裁判傍聴に出席とアピール活動、記者会見・報告会への積極的参加のこと、重ねてお願い申し上げます。



【論点解説】

## 第4回公判・第2回審尋における原告側の主張

裁判の会事務局長 於保 泰正

### 玄海原発3号機MOX燃料使用差止訴訟 第4回公判のやりとり

前回までは質疑のやり取りであったが、第4回公判は、反撃の始まりとなった。

まず、原告側の第一準備書面（10月13日付提出）での第1の基本的主張は次のようになっている。原発の安全規制は、原子力安全委員会の安全審査指針に適合していることによって安全性が確保される構造になっている。福島原発の事故で起こったような長期間にわたる全電源喪失は考えなくてよいとする指針は「明らかに間違い」と斑目原子力安全委員会委員長は認め、見直しが始まっている。そうであれば新しくできる予定の指針に適合していると確認されない限り、原発の稼働は、断じて許してはならないのである。この主張は、本来のMOX燃料使用差止の請求の枠を超えて、3号機そのものを稼働させてはならないという請求に踏み込んだものとなっている（追加の請求を出す予定）。

第2に、原告の求釈明（質問）に対し、被告九電は「商業機密」を理由として開示を拒否したが、福島第一原発の過酷事故を経験してなお、かかる主張をすることに抗議するとともに、安全性をないがしろにするその姿勢を強く批判するものである。原告の求めた資料や数値は3号機のプルサーマル稼働の安全性検証の要になる資料であり、開示なしに九電は、安全性の立証ができないはずである（電力会社側に安全性の立証責任があるという判例が定着）。

「商業機密」による「不開示」とは、「検証」なしに安全性を押しつける、いわば、宗教の如くにただ「信じる」と命じるが如きである。

本件訴訟は原告のみならず、九州全域の住民の生命と安全が守られるか否かを論じているのであり、「生命、身体」という比べようのない価値が守り抜かれな

ければならないことを訴えているのであり、その主張に対し、「商業機密」という価値は比較されるべき対象になりえない。

原告らの主張する数値等を速やかに明らかにすべきである。

以上が、今回の私たちの二つの基本的、根幹的な主張です。以下はその詳細です。

### 【第1の主張—福島第一原発の配管の耐震評価は破綻している】

安全設計審査指針、耐震設計審査指針などの見直しが行われ、安全性の確認がされる前に、緊急安全対策（3月30日までに判明している知見に基づき、津波の影響だけに限って出された経産大臣の指示）だけで原発の稼働を認めることには、重大な疑問がある。

#### 1. 福島第一原発1号機の検証

地震発生から3時間後の17時50分に原子炉建屋の入り口付近で放射線計測機が振り切れるほどの値が計測されている。そして非常用復水器（電気がなくても水蒸気でタービンを動かして冷却する最後の砦）の作業員は撤収している。

さらにその前の津波が来る（地震から1時間後）直前に1号機から1.5km離れたモニタリング・ポストで高・高警報がだされている。炉心溶融はまだ起こっていない時であるので、地震によって燃料棒が破損し、配管も破損したために、原子炉压力容器から配管を通じて放射能が外部に放出されたとしか説明のしようがない。

地震によって配管が損傷したという事象は、実に重大な問題を提起する。東電は、この原子炉が停止した時に作動する冷却系配管は、破損しない上限値（圧力・作用）として414MPa（42トン/m<sup>2</sup>）まで耐えられ

\*【審尋】仮処分裁判で公判の代りに非公開で行われる。これは、方式には厳格な定めはなく、書面提出だけによって行われることもある一方、裁判官の面前で準備書面または主張書面によって意思や主張を述べ合うこともでき、証人に代わる参考人を出頭させることもできる。審尋のペースは、事柄の性質によって違い、期限が明確な事件は、その期限に間に合わせなければならないので、毎日やるなど裁判官の判断になる。

\*【債権者・債務者】審尋の場合、原告という言葉は使わず仮処分を申し立てた人を「債権者」といい、被告にあたる人を「債務者」という。



10月21日、第4回公判後の報告会  
左より、武村弁護士、冠木弁護士、石丸代表

る（設計している）としている。一方地震時にこの配管系に作用する破壊力は、半分程度の 228MPa しか力が掛からないから（あくまでコンピューター上の計算）安全としている。

つまり、実際に配管が損傷したということであれば、228MPa 程度の破壊力で破損したことになる。414MPa まで耐えられるというのはウソということになる。玄海原発でも全国の原発でも耐震評価の見直しが迫られることになる。

## 2. 福島第一原発 3 号機の検証

同じように、福島 3 号機の高圧注水系配管の破損も地震による蓋然性が高い。12 日 12 時 35 分に高圧注水系（これも蒸気の力で原子炉を冷却する最後の装置）が起動したとたん、原子炉圧力容器内の圧力が急低下した。炉心溶融はその後の 14 日 22 時以降であるとされ、圧力低下は地震による配管損傷での蒸気漏れということになる。東電の解析でも蒸気漏れがあったと仮定して解析した所、実測とよく合う結果が得られている。政府が IAEA（国際原子力機関）に提出した報告書では、「高圧注水系からの蒸気流出の可能性も考えられる」としている。

3 号機の地震の最大加速度は 507 ガルが観測されていて、予測していた 441 ガルを 15% 超えるものであった。他方、東電が公表した高圧注入系配管の耐震性評価によれば、破損しない上限値 335MPa に対し、今回の地震により働いた力は 113MPa だとしている。つまり上限値の 3 分の 1 の力で配管が破損した可能性がある。

これらは、地震動の最大加速度の予測及び配管の耐震評価は破綻したことになり、玄海原発の予測、評価にも波及する。

地震による配管破損問題は、美浜の会代表 小山英之さんが「福島第一原発では地震で配管が破損した—1 号機と 3 号機の検証」と題する証書（証拠）として地裁に提出している。

## 3. 裁判の会も参加した全国 22 団体の 10 月 7 日、政府交渉の結果

①保安院は地震で配管が破損した可能性は全面否定しているわけではなく「現地調査が必要だ」と認めた。

② 1 号機で早くも 17 時 50 分に原子炉建屋（格納容器外）に放射能が充満していた問題で、保安院のシナリオではでは説明できないこと、逃し安全弁が開いた証拠は何もないことを認めた（開かなければ格納容器内に放射能は漏れない）。

③ 3 号機の高圧注水系配管について、「蒸気流出の可能性はある」とした 6 月 7 日付 IAEA 報告書に記載したことについては、撤回していないので、配管破損の可能性は生きている。

裁判の会も参加した 22 団体の政府交渉結果は、九

電が地震による配管破損はないと言っても通用しないことになる重要な確認事項である。「地震による配管破損問題での 10 月 7 日政府交渉の結果」と題して地裁に証拠として提出している。

## 【第 2 の主張—商業機密は許されない。玄海 3 号機 MOX 燃料の資料、数値を明らかにせよ】

### 1. ギャップ再開の危険性

原告が MOX 燃料の危険性を問題にしている重要な焦点は、当初の基本設計段階の申請書での 16.1MPa から、実際の燃料設計段階での 19.5MPa へと 1.21 倍にも跳ね上がり、設計基準値 19.7MPa に対しわずか 1% の余裕しかないことである。もしわずかでも評価ミスがあれば、ギャップ再開の危険性が現実発生することになる。

ギャップ再開とは、燃料棒直径約 1cm の中のガスの量及び温度によって内側から被覆管を広げようとする圧力が設計基準値 19.7MPa を超えると、被覆管が膨らみ燃料ペレットとの間に隙間が生じる。そうすると燃料が冷却されなくなり、MOX 燃料ペレットの温度が上昇し、被覆管が溶け、また水素が発生し水素爆発、圧力容器の破壊、壊滅的な事故になるという絶対にあってはならない事象である。

重要な数値として、ガスの総量を公表すること、プルトニウムの含有率、組成の全体を示すこと等を求めている。この議論は難解なので第一準備書面に譲る。

### 2. 使用済み燃料ピット（プール）の評価の問題

① 3 号機の使用済み燃料を倍近くぎゅうぎゅう詰にすれば、臨界の危険性高くなる。

臨界にならないとする不確定性の項目と数値は、「審査中」のために出せないと言っているが、高浜原発では公表されている。審査中は理由にならないので公表せよ。

② 緊急安全対策を持ち出して、電源喪失した場合でも使用済み燃料の冷却は問題なしとしているが、説明は具体的でない。詳細な説明を 6 項目求める。

## 玄海原発 2、3 号機再稼働差し止め仮処分 第 2 回審尋のやりとり

### 1. 九電側答弁書では以下の主張をしている

①九電（債務者）は、遅れて 10 月 11 日付で地裁に答弁書を提出した。全 42 ページの内 32 ページで、建設時に十分な調査検討を行って想定される地震・津波に対して安全機能が保持できるよう設計している。耐震バックチェック（新潟の柏崎刈羽原発の地震事故を受けての見直し作業）においてもその安全性を確認した。



- ②福島原発の事故との関係では、緊急安全対策を実施している
- ③結語として、債権者（私たち）らは「大事故が起こる具体的危険性」について全く主張しておらず、主張失当である。本件申し立てについて速やかに却下されるべきであると記述。

**2. 債権者（私たち）の主張**

九電の答弁書が遅くなったために、できる範囲での書面を10月21日の審尋の日に地裁に提出した経緯がある。

- ①九電は、原告が玄海原発の具体的危険性を何ら主張していないと主張している。しかし九電は福島原発における重大な事故など何もなかったかのごとき主張であり、その認識の無神経さは、あの「やらせ問題」における傲慢さと相まって、原発を危険にさらしている。根本的な誤りである。
- ②従前の安全設計審査指針や耐震設計審査指針に従って安全が確保されているからといっても、福島で事故で破綻した指針であるので、耐震安全の根拠になりえない。
- ③福島原発では地震によって配管が破損している蓋然性が高く、それと同様の事態が玄海原発で起これば炉心溶融に至る。つまり、福島事故での実態を指摘することが、すなわち玄海原発の危険性を主張することになるのだ。

以上3つが基本的主張である。具体的な重要な質問として

- ①主給水設備配管については経年（老朽）劣化を考慮したとあるが、2, 3号機とも評価基準値（破損しな

い上限値）は380MPaとなっている。この評価でどのように経年劣化を想定したのか、減肉かひび割れかなどの根拠、さらに計算方法等の根拠を示すこと。

さらに、1～4号機までの評価基準値は380MPaとなっている。経年劣化の影響はなく新品で評価しているのではないか。なぜ一定の値を取っているか説明されたい。

（注）なおこの問題は、審尋のやりとりで11月中に回答すると九電側から約束があった。

本裁判の方でも重要な問題としている。コンピューター上の計算であること、想定根拠が崩れると計算の意味がないことになる。しかも福島で実際に配管の損傷があったとすれば配管の耐震計算は破綻することになる。

ストレステストでも同じような計算をしてくるはずだから、ここでの質問に九電がちゃんと回答してきたら、計算の無意味さを証明できる。

- ②緊急安全対策に関して、電源喪失した場合の最後の冷却設備のタービン動補助給水系の配管が破損した場合、冷却はどうなるのかなど6項目の質問に答えよ。
- ③全交流電源喪失時の運転操作手順書を提出されたい。

以上が債権者の主張です。今回の主張は時間がなかったので追加主張をまとめる必要があります。また①の回答が11月末なのでそれに対する反論、質問も出てきます。

答弁書や証書などは裁判の会 HP でダウンロードできますが、ご入用の方はご連絡ください。お送りします。また、HP には川原重信さんの意見陳述も掲載しています。裁判の会 HP <http://genkai.ptu.jp/>



左 上 左 上 左 上  
 左 下 公判後のデモ、佐賀中心  
 街にて 公判後のデモ、九電佐賀  
 支店前にて 公判前の支援者のアピ  
 下 公判前の支援者のアピ  
 下 地裁前にて

# 怒りと希望と

## ——「つながり」こそが力

裁判の会会員 永野 浩二

### あまりに醜い、九電と佐賀県

ニュース前号発行（9月1日）から2ヵ月あまり。7月に「やらせメール」発覚と「ストレステスト」実施で、玄海再稼働はいったん止まりました。

その後、九電と古川知事の癒着ぶりが明らかになり、市民からの信頼は地に墜ちました。それでも居座る九電幹部や古川知事の態度は醜すぎます。

また、美浜の会の小山さん達をはじめ全国の皆さんの知恵と行動の結集で、福島原発事故の真相と、国の「安全対策」のいい加減さがますます明らかになってきました。

そうした最中に起きた玄海4号機の事故による運転停止と、突然の再稼働。信じられない暴挙です。

福島の事故はいまだ収束しておらず、今も大量の放射性物質が放出されつづけ、空を、海を、大地を汚し続け、命を傷つけています。子ども達と未来の世代に向けて、すべての原発を一刻も早く止め、廃炉としなければなりません。

急がれるのは、老朽化・脆性劣化により日本一危険といわれる玄海1号機を慎重に安全に止めることです。佐賀県は「専門家委員会」設置を棚上げしたままです。

それと、日本初のプルサーマル運転開始の重要なステップとなった2005年の佐賀県主催公開討論会における「やらせ・仕込み」が明らかになりましたが、そうした経過を持つ3号機プルサーマルの中止です。

### 思いはつながる

9月11日、佐賀では脱原発への意思表示として、福島に思いを寄せながら、デモ行進を行いました。佐賀、九州、福島と全国各地から老若男女が、赤ちゃんもベビーカーに乗って、集まりました。知事公舎前では怒りの声をあげながらも、脱原発への思いを1つにして歩くことができました。10月21日の公判後も、小雨降る中、再度デモ行進を行いました。

11月1日の4号機再稼働という緊急事態では、翌2日、九電本社に約100人が集まり、怒りの声をぶつけてきました。石丸初美代表が政府交渉で上京するというタイミングでしたので、全国の皆さんと連携して署名賛同をよびかけ、一晩で全国から150団体と個人約8,200の賛同が集まりました。（最終的には160団体と15,457人）そして、経産省、九電東京支社、九電本社、佐賀県庁、玄海町役場の5ヶ所に対して、いっせいに抗議行動を展開することができたのです。

電力会社と国、自治体に対する市民の怒り、そして私達が闘う中で築いてきたつながりが、こうした行動を可能にしました。

佐賀周辺では、裁判の会と連携しながら、「さよなら玄海原発の会・久留米」「原発いらんばい鳥栖」「原発八女ん会」などが新たに発足しています。また、座談会も各地で行って来ました。

カネまみれの敵に対抗する、これらのつながりこそが、私達の「希望」です。

## 9月1日以降の活動経過

### ■ 9月

- 6日 佐賀市教育委員会に給食問題要請行動
- 11 9・11再稼働反対・脱原発 佐賀行動 デモ・集会
- 12 古川康・佐賀県知事に巨大声明文提出
- 26 「やらせ」に関する百条委員会設置、1号機脆性問題、ガレキ問題で佐賀県庁要請行動
- 28 県議会特別委員会（古川知事参考人）傍聴

### ■ 10月

- 3 2005年県主催プルサーマル公開討論会に関して佐賀県へ申入れ
- 7 全国22団体と政府交渉
- 11 7月8日の県説明番組に対して監査請求
- 17 県議会特別委員会（郷原信郎・九電第三者委員会委員長参考人）傍聴
- 21 第4回公判・第2回審尋 デモ・報告集会

### ■ 11月

- 2 玄海4号機運転再開抗議全国5ヶ所同時行動
- 9 九電交渉



9・11 デモ



(福島で生まれた) 7カ月の娘を乳母車に乗せ、歩いていました。暑かったですが、気持ちよくデモ行進できました。福島に届くと、叫んできた。みんなの叫び声に涙が出そうになった。国よ！国民の声を聞け!!

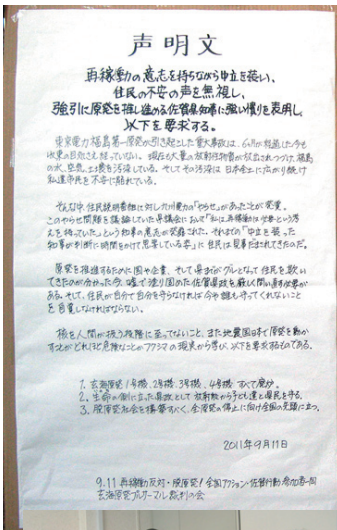
昨日はお疲れ様でした！初めてデモに参加し有意義な日でした。娘にもたくさんのかたが話しかけてくださり佐賀の人の温かさに嬉しい思いです。ここ佐賀から訴えていきたいと思えます。プラカードには子どもを守ってほしい気持ちを込めました

動画アップ、有り難うございました！昨日の感動が甦りました(^^) ツイッターの出会いが人と人を繋ぎ、佐賀行動に結集しましたね！デモは元気の素、始まりだと思えます

和やかでアットホームな感じで、とても楽しかったです。福島のような原発事故が起きれば、一緒に街中で「デモ」をすることすらできなくなり、故郷を奪われ、離れ離れになるということ。『当たり前』とっている日常が、一瞬にして奪われるということを改めて考えていました。ひとりひとりがかけがえのない愛しい存在であると感じながら、写真を撮りました

友人の小学生のお子さんが『原発いらない！佐賀から変えよう！』と言ってるのを聞いた高校生の娘が帰宅後に『あんな小さな子があんなことを言わなきゃいけないなんておかしい、関心のない大人たちに気づいて欲しくて道行く車の中にいるお父さんたちに見えるようにチラシを見せて歩いた』と言っていました。それを聞いて、私も佐賀にいるからできることをしっかりと考えなきゃと身が引き締まる思いがしました。きっと佐賀なら日本を変えられる、佐賀から日本を変えていきたいと思っています

# 9・11 デモ参加者の声



9月11日採択、12日佐賀県知事あてに提出した巨大声明文



9・11 デモ

9・11 デモ

11月2日、玄海4号機運転再開抗議全国5ヶ所同時行動、九電本社

11月2日、玄海4号機運転再開抗議全国5ヶ所同時行動、九電東京支社前にて

## すべてを奪ったのは誰

裁判の会会員 宮地 暁子

こんな生活がこの国にいる限り永久に続く。私が死んでしまった後も。

あれから8ヶ月が経とうとしている。

チェルノブイリという前例がありながら、不気味なぐらい普段通りに過ぎていく日常。

福島の事故は人類初の重大事故なのに。

今、私がこうしている間にも高い線量下で生活している人達が大量にいる。亡くなっていく人達も。

間もなくバルーンフェスタだ。1年前、夫の転勤で7歳の息子と一緒に佐賀にやってきた。素敵なおところだと思った。

今年の夏、小学校の授業でのプールには息子を一齐入れず、すぐに給食にもストップした。クラスでただ一人、お弁当を持参。水泳が大好きな息子からプールまで取り上げてしまうことに胸が傷んだ。夫からは頭がおかしくなっているとまで言われた。

やっと近くなった実家にも安易に帰れなくなった。今でも温度差がある。

目にはみえない。けれども確実にすべてを奪い去る。

美しい大地や風景も。私達のこれからも。

舵を切れないこの国に希望が持てなくなった。

何だか今はすべてが信じられない。

共に 力を  
NO NUKES !!



9・11 デモ、澤山・支える会会長（中央）

## 「安全神話」は こうして生まれる

支える会会長 澤山 保太郎

The mainichi Dayly News 紙本年8月7日号によると、政府、原子力安全・保安院（NISA）がこの7月22日に発見したというプルサーマル稼働中の玄海3号炉の誤入力というのは次のとおりだ、という。

施設の耐震に関する誤入力は2点あって、

①原子炉建屋の上のコンデンサートタンクの屋根の重量を桁違いに軽く計算していたこと

②建屋の基礎部と地面との関係計数を2倍に計算していた、という。

①の場合では、実際には2600トンのものを260トンと計算していた、という。

②の場合のエラーについては具体的には読み取れないが、おそらく耐震強度を2倍に水増しして計算していたと思われる。

いわば、これは誤入力というよりも、意図的に計算式の分子を桁違いに小さくしたり、または、大きくしたりして偽装していたのであろう。この耐震アセスメントを九電から請け負っていたのは大林組であり、他にも少なくとも8つの原子炉を請け負っていたという。

このレポートは2009年度分であるが、同じエラーの記録は2008年にもあった。が、保安院（NISA）はずっとこれをリーズナブルなものとして認定していたという。

これは、国が福島原発事故を乗り越えて全国の原発を再稼働させるために設定したストレステストを前に事前点検をしていて「見つけた」ことになっている。

実際には、誰も現場と資料を照らし合わせたわけでもないから、偽装した関係者が、その「誤り」についてあまりにもひどいので、あわてて是正の必要性を感じて手直しを申し出たのであろう。

要するに大小の地震に備える耐震設計も、電力会社と評価請け負いのゼネコン業者以外は誰も現場の状況を知らないのであるから、いくらでも模範作文（偽装）を作ってもかまわない、ということであろう。そして事故が起こっても、何か自然現象か、操作の人為的ミスにせいすればいい訳である。

ストレステストも業者が作った作文が合理的であれば、それでいいということになる。

こうして、もっとも複雑で危険な機械の安全神話がまかり通るのである。



## お知らせ

もう無関心ではられない  
まだ、間に合います。

### 12・17 肥田舜太郎さん佐賀講演会 ～被爆医師の魂の言葉を、今こそ～

- ◆日時:2011年12月17日(土)  
13:00開場 13:30開演～16:30閉演
- ◆場所:佐賀県駅北館3階ホール  
佐賀市神野東2-6-10、佐賀駅北口徒歩5分  
(TEL 0952-97-9767)
- ◆参加費:500円(高校生以下無料)
- ◆主催:玄海原発プルサーマル裁判の会
- ◆問合せ:  
TEL:080-5254-6866(江口) 090-3325-0651(於保)

#### ★福島の声とともに——

子どもの命を守るため、親子で佐賀・九州に避難してきた方から、福島で起きた本当のことを語っていただきます。

※託児(満1歳から小学2年生まで。お子さん1人300円)  
ご希望の方は12月9日(金)までにお申しください。



福島で起きてしまった原発大事故。  
放射性物質が今も空を、海を、大地を汚し続ける——  
原爆を落とされた直後から広島で被爆者救済活動を行ってきた医師がいます。  
「原発も原爆も一緒だ」と警鐘をならし続けてきました。

『——皆さんがこれから、これからの自分たちの生涯、これから皆さんが持つ子ども、孫、その上に放射線の恐ろしさや不安を絶対にさせないような国にこの国をつくりかえる、これがわたくしが一番大切なことだと思っています——』(肥田氏の言葉より。2011年4月24日、広島での集会にて)

### 12・18 肥田舜太郎福岡講演会 ～内部被曝の真実～

- ◆日時:2011年12月18日(日)  
13:00開場 13:30開演～16:00閉演
- ◆会場:アクロス福岡7階大会議室  
福岡市中央区天神1-1-1 (TEL 092-725-9111)  
地図 <http://www.acros.or.jp/access/>
- ◆参加費:予約800円、当日1,000円  
(高校生以下無料)
- ◆主催:肥田舜太郎講演会実行委員会
- ◆お申込み・問合せ  
TEL:092-843-0173(田中) 090-5479-8292(鐘ヶ江)  
070-5491-9257(緒方)  
E-mail: [tikyumamorukai@yahoo.co.jp](mailto:tikumamorukai@yahoo.co.jp)

※会場の都合上、なるべく事前にお申し込みください。

#### ★協賛団体を募集しています!

東京から講師をお招きしますので、ご協力よろしくお願ひします。

団体1口1,000円 個人1口500円

【郵便振替口座】01730-8-55171

【口座名】地球まもるかい



#### ★講師プロフィール

1917年広島生まれ。  
1944年陸軍軍医学校を卒業、軍医少尉として広島陸軍病院に赴任。  
1945年広島にて被爆。被爆者救済にあたる。全日本民医連創立に参加、埼玉民医連会長などを歴任。  
のべ64年間、6000人を超える被爆者の診察を続けた。  
原爆症認定集団訴訟において、肥田先生の著書「死にいたる虚構」及び「放射線の衝撃」は科学文献として引用された。  
30数カ国を海外遊説、被爆医師として被爆の実相を語り、内部被曝、微量放射線・低線量被曝の危険性と核兵器廃絶を訴え続ける。  
現在、日本原水爆被害者団体協議会(被団協)顧問。  
著書に『ヒロシマを生きのびて』(あけび書房)、『内部被曝の脅威』(鎌仲ひとみさんと共著、ちくま新書)など。

## お知らせ

### あれから2年 さよならプルサーマル 12.2 緊急佐賀行動

**11月25日（金）  
14：30 佐賀県庁集合（予定）**

12月2日（金）は玄海3号機のプルサーマル運転開始から丸2年。12月1日、老朽化した1号機が定期点検入りの予定ですが、慎重に止めないと大変危険です。

その前段に警鐘を鳴らすため、佐賀県庁への要請とデモ行進を行いますます。

ぜひ皆様で参集ください！

### 原告追加募集の お知らせ

今後、本訴（玄海原発3号機 MOX 燃料使用差止請求）に、1～4号機すべての稼働の差止を求める追加訴状を提出することとしました。それに伴って原告を追加募集いたします。

九州に限らず、全国どこにお住まいでも、原告になれます。ともに闘える仲間を、連携の輪を広げていきましょう。

事務の都合上、12月10日（土）までに委任状を事務局まで提出ください。また原告費用、年1万円のご納付をお願いします。

### オリジナル缶バッジをよろしくお願ひします

裁判の会では、オリジナル缶バッジを販売しています。

その中のひとつ、太陽マークのバッジは、世界共通の反原発運動のシンボルです。1975年、デンマークのアンナ・ルンドさんという女性がこの図案と「ATOMKRAFT?NEJTAK」という言葉を考案しました。40カ国語に訳され、裁判の会では、美浜の会さんとグリーン・アクションさんの協力で「原子力?もうけっこう」と訳したものを制作しました。どうぞお買い求めください。

また、取り扱い団体も募集しています。10個以上は、150円でお分けしています。よろしくお願ひします。



■各1個 200円  
■10個以上は  
1個あたり 150円

「原子力?もうけっこう」バッジ（黄色、赤）



「鳥」バッジ（黄色、ピンク）



「魚」バッジ（黄色、水色）

### 第5回公判のお知らせ

裁判の第5回公判日程が決まりました。是非傍聴にお出かけ下さい。

■日時：2012年1月20日（金）

11:00より1時間程度の予定

（10:00より傍聴整理券配布予定）

※公判後、弁護士による公判報告会開催予定

■場所：佐賀地方裁判所

〒840-0833 佐賀市中の小路3-22

TEL：0952-23-3161（代表）

### ご支援をお願いします

■支える会の会員は、年会費5,000円。サポート会員は、一口1,000円より。

■裁判や広報活動に経費を必要としています。カンパも感謝します。

■振込先口座名：

玄海原発プルサーマル裁判を支える会

■郵便振替口座 01790 - 3 - 136810

#### 【編集後記】

11月2日の全国5ヶ所同時行動の数日後。学生時代、仲の良かった友人から、突然電話がありました。最近は何年かぶりでしたが、実に10年ぶりくらいに声を聞きました。開口一番「ねえ、原発のことどう思う？」

現在福岡県に住む彼女は、長崎出身。最近実家の父親から、反原発に関する資料をたくさんもらうのだそうです。それを読んだり、署名を集めたり、彼女も勉強するなかで、ふと考えま

した。「いったい佐賀のひとは原発をどう思ってるのだろうか? そう思った彼女は、私に電話をしてきたのでした。

もちろん、会の活動のことを伝えました。何から順番に話してよいのやら、支離滅裂な話を、彼女はじっと聞いてくれました。そして、「今度遊びに来るから、その時もっと詳しく聞かせてね」と電話を切りました。

日本中、世界中の人が不安や疑問を感じてる。悲しいですが、つながりの輪はきっと、もっとひろがる。がんばろう。(TO)